

寄附樹木斡旋の手引き

一般財団法人 柏市みどりの基金

寄附樹木の斡旋事業について

この事業は、樹木を寄附したい方(以下、寄附者)が欲しい方(以下、受領希望者)に譲渡する事業です。

樹木の寄附から受け取りまでの流れ

A 寄附したい方(寄附者)

- ① (第4条様式)「寄附樹木申出書」を記入し、(一財)柏市みどりの基金へ電子メールまたは電話で申し込みをする。
- ② 当財団職員が寄附樹木の現地確認をする。その際に、写真撮影、樹木の大きさの計測をさせていただきます。
- ③ 当財団のホームページに寄附樹木の情報に掲載します。掲載期間は原則 3 カ月です。(最長で申請年度の年度末まで延長可)
- ④ 受領希望者がいましたら、寄附者の情報(名前、住所、電話番号)を受領希望者に提供します。
- ⑤ 寄附者と受領希望者で連絡を取っていただき、譲渡をしていただきます。
- ⑥ 譲渡が完了したら、当財団までご連絡ください。

(注意)

- ① 取扱い樹木は、樹木所在地が柏市内の物に限ります。
- ② 寄附樹木は無償で譲渡できるものに限ります。
- ③ 取扱い樹木は、種苗法の登録品種であるかの確認が取れているものに限ります。
- ④ 種苗法の登録品種の場合は、購入品に限ります。(自家増殖品、譲渡品は斡旋できません。)
- ⑤ 法令に違反する樹木や枯死木、害虫がいる樹木、病気がある樹木は斡旋できません。
- ⑥ 当財団では樹木の保管は行いません。
- ⑦ 当財団では樹木の樹種等の確認は行いません。
- ⑧ 樹木の受領希望者に寄附者の情報(名前、住所、電話番号)を提供します。
- ⑨ 詳細については寄附樹木の斡旋要領、(第4条様式)寄附樹木申出書をご覧ください。

B 基金のホームページに掲載されている樹木が欲しい方(受領希望者)

- ① (第6条様式)「寄附樹木受領申出書」を記入し、(一財)柏市みどりの基金へ電子メールまたは電話で申し込みをする。

受領希望者が複数いた場合は、先着順となります。

- ② 寄附者の情報(名前, 住所, 電話番号)を提供します。また, 受領希望者の情報(名前, 住所, 電話番号)を寄附者に提供します。
- ③ 寄附者と受領希望者で連絡を取っていただき, 譲渡をしていただきます。

(注意)

- ① 移設にかかる費用(掘り起こし, 運搬, 植栽)は受領希望者の負担となります。
- ② 当財団では移設業者の斡旋は行いません。
- ③ 譲渡された樹木についての瑕疵は寄附者及び当財団は責任を負いません。

C 種苗法について

種苗法の詳細, 種苗法の登録樹木については以下のホームページでご確認ください。

種苗法について 農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/index.html>

登録品種の検索について 農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/> の「品種登録検索」から検索してください

D 様式等

- ・寄附樹木の斡旋要領
- ・寄附樹木斡旋の手引き
- ・(第4条様式) 寄附樹木申出書
- ・(第6条様式) 寄附樹木受領申出書
- ・寄附樹木取扱いの判定

E 提出書類

寄附者:(第4条様式) 寄附樹木申出書

受領希望者:(第6条様式) 寄附樹木受領申出書

F 提出先・連絡先

一般財団法人 柏市みどりの基金

住所 千葉県柏市呼塚新田204-2

電話番号 04-7160-3120

メールアドレス midori-k@fancy.ocn.ne.jp